訪問看護料金表

介護保険

〇1単位＝１０円（地域区分：その他）
〇所得に応じて負担割合が変わります。

【要支援】

サービス内容	単位数	費用額（１０割負担）	１割負担	２割負担	３割負担
訪問看護Ｉ１（２０分未満）	３１４単位	３，１４０円	３１４円	６２８円	９４２円
訪問看護Ｉ２（３０分未満）	４７１単位	４，７１０円	４７１円	９４２円	１，４１３円
訪問看護Ｉ３（３０分以上６０分未満）	８２３単位	８，２３０円	８２３円	１，６４６円	２，４６９円
訪問看護Ｉ４（６０分以上９０分未満）	１，１２８単位	１１，２８０円	１，１２８円	２，２５６円	３，３８４円

【要介護】

サービス内容	単位数	費用額（１０割負担）	１割負担	２割負担	３割負担
訪問看護Ｉ１（２０分未満）	３０３単位	３，０３０円	３０３円	６０６円	９０９円
訪問看護Ｉ２（３０分未満）	４５１単位	４，５１０円	４５１円	９０２円	１，３５３円
訪問看護Ｉ３（３０分以上６０分未満）	７９４単位	７，９４０円	７９４円	１，５８８円	２，３８２円
訪問看護Ｉ４（６０分以上９０分未満）	１，０９０単位	１０，９００円	１，０９０円	２，１８０円	３，２７０円

〇夜間（１８：００～２２：００）または
　早朝（６：００～８：００）の訪問の場合　上記単位数の２５％増
〇深夜（２２：００～６：００）の訪問の場合　上記単位数の２５％増

【各種加算について】　下記料金の１～３割負担となります。

加算の種類	算定要件	単位数
初回加算	（Ⅰ）退院した日に訪問を行った場合	３５０単位
	（Ⅱ）初回の訪問看護を行った場合 （過去2か月において訪問看護の提供が無い場合にも算定可）	３００単位
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	利用者様、ご家族様からの電話等に常時対応できる体制にある場合	６００単位
特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ）厚生労働大臣が定める区分に対象となる場合	５００単位
		２５０単位
ターミナルケア加算	厚生労働大臣の定める基準に適合している利用者様へ、指定された要件に沿ってターミナルケアを行った場合。（要支援者は対象外）	２，５００単位

医療保険

サービス内容	料金		１割負担	２割負担	３割負担
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 週３日まで	５，５５０円		５５５円	１，１１０円	１，６６５円
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 週４日以降	６，５５０円		６５５円	１，３１０円	１，９６５円
訪問看護基本療養費（Ⅱ） （同一建物居住者） 週３日まで	同一日２人	５，５５０円	５５５円	１，１１０円	１，６６５円
	同３人以上	２，７８０円	２７８円	５５６円	８３４円
訪問看護基本療養費（Ⅱ） （同一建物居住者） 週４日以降	同一日２人	６，５５０円	６５５円	１，３１０円	１，９６５円
	同３人以上	３，２８０円	３２８円	６５６円	９８４円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ 週３日まで	３０分以上	５，５５０円	５５５円	１，１１０円	１，６６５円
	３０分未満	４，２５０円	４２５円	８５０円	１，２７５円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ 週４日以降	３０分以上	６，５５０円	６５５円	１，３１０円	１，９６５円
	３０分未満	５，１００円	５１０円	１，０２０円	１，８１５円

【各種加算について】下記料金の１～３割負担となります。

加算の種類	算定要件	料金
緊急時訪問看護加算	利用者様又は、ご家族様の緊急の求めで主治医の指示に基づき訪問看護ステーションが緊急訪問看護を行った場合	イ：月１４日目まで ２，６５０円/日
		ロ：月１５日目以降 ２，０００円/日
乳幼児加算	乳幼児（６歳未満）に対して訪問看護を行った場合、１日につき１回加算する	１，３００円
特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ）厚生労働大臣が定める区分に対象となる場合	（Ⅰ）５００単位
		（Ⅱ）２５０単位

〇夜間（１８：００～２２：００）または
　早朝（６：００～８：００）の訪問の場合　上記料金に＋２，１００円
〇深夜（２２：００～６：００）の訪問の場合　上記料金に＋４，２００円